

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

平成28年10月
農林水産省
消費・安全局

1 背景

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「豚コレラ防疫指針」という。）」、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「アフリカ豚コレラ防疫指針」という。）等の特定家畜伝染病防疫指針については、家畜伝染病予防法第3条の2第6項の規定により、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。

今般、上記の2つの防疫指針の公表から3年が経過したことを踏まえ、これらの変更について検討することとしたい。

2 防疫指針見直しの方針（案）

- (1) 豚コレラについては、本年9月、韓国において発生が確認され（韓国本土では約3年ぶりの発生）、その原因として野生いのししからの感染の可能性が示唆されている。また、アフリカ豚コレラについては、ロシアや東欧諸国において、野生いのししも含め本病が継続的に発生している。
- (2) これら国際的動向も踏まえ、豚コレラ防疫指針及びアフリカ豚コレラ防疫指針の変更に当たっては、万一我が国で発生が確認された場合に野生いのししのサーベイランス等の対策を強化することを検討することとしたい。
- (3) また、いずれの防疫指針とも、昨年変更された口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫指針と合わせ、外国人技能研修生等の受入れ先に対する飼養衛生管理基準遵守についての指導、家畜飼養者や防疫作業従事者の身体的・精神的ストレスのケア等を追記するなどの変更を検討することとしたい。

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しの方向性(野生いのししへの対応)(案)

- 豚コレラは、平成28年9月に韓国で発生が確認され、その原因として野生いのししからの感染の可能性が示唆。アフリカ豚コレラは、ロシア、東欧諸国等において、野生いのししも含め、発生が継続。
- 近年、我が国では野生いのししが急増し、生息域の拡大及び生息密度の上昇が確認されているところ、野生いのしし群に両疾病の感染が広がった場合には、そのコントロールが困難となるおそれ。
- 以上を踏まえ、両疾病の防疫指針に関する見直しに当たっては、野生いのしし対策を強化することとしたい。

平時の対応

○新規追加項目を赤文字で記載

- ① 飼養豚を対象とした血清サーベイランス【豚コレラ】
- ② 飼養豚の病性鑑定

- ③ **発生時の野生いのしし対策の実施に向けた関係部局との協力体制の構築**

飼養豚(飼養いのししを含む)での発生時における対応

④ **周辺の野生いのしし群へのウイルス拡散防止対策**

発生農場やその周辺※の農場において、飼料等を野生いのししが接触できないよう処分又は保管。また、アフリカ豚コレラ発生時、発生農場における防疫措置時に殺虫剤等の使用による殺ダニ対策を実施。

⑤ **周辺の野生いのしし群の浸潤状況確認**

野生生物担当部局等の協力の下、発生場所の周辺※で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものも含む)について検査を実施。

⑥ **野生いのしし群からのウイルス拡散防止対策**

野生生物担当部局等の協力の下、発生場所の周辺※で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものも含む)について、飼養豚への感染拡大要因とならないよう、適切に処理するよう指導。

※発生場所を中心とした半径10km以内の区域

野生いのししでの発生時における対応

⑦ 発生確認場所の消毒等

⑧ **周辺の野生いのしし群の浸潤状況調査**

野生生物担当部局等の協力の下、発生場所の周辺※で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものも含む)について検査を実施。

⑨ **野生いのしし群からのウイルス拡散防止対策**

野生生物担当部局等の協力の下、発生場所の周辺※で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものも含む)について、飼養豚への感染拡大要因とならないよう、適切に処理するよう指導。また、飼料等を野生いのししが接触できないよう保管。

⑩ **飼養豚での発生を早期に摘発するための対策**

発生場所の周辺※における全ての豚飼養農場に立入検査を実施するとともに、飼養豚の死亡状況等について報告を求める(報告徴求)。

平時の対応

① 飼養豚を対象とした血清サーベイランス(変更なし)

【豚コレラ】

都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査を実施する。

② 飼養豚の病性鑑定(変更なし)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

家畜保健衛生所における飼養豚の病性鑑定事例について、豚コレラの抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

また、臨床検査により、異状が確認されたにもかかわらず、豚コレラウイルスの感染が否定された場合は、アフリカ豚コレラの診断のため、検体を動物衛生研究部門に送付する。

③ 発生時の野生いのしし対策の実施に向けた協力体制の構築

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

発生時の野生いのしし群を介したウイルス拡散防止対策、野生いのしし群の浸潤状況確認を的確に実施するため、野生動物担当部局等との協力体制を構築する。

平成26年度から、動物衛生研究部門が猟友会の協力の下、野生いのししの血液を採取し、家畜疾病の病原体に対する抗体の保有状況調査を実施している。

平成29年度までに、野生いのししがほとんど確認されない4道県を除く43都府県において、約1,300検体の採材を予定しており、今後、これらも含め、野生いのししにおける豚コレラウイルスに対する抗体検査を実施していく予定。

上記のほか、都道府県によっては、独自に、野生いのししにおける豚コレラウイルスに対する抗体検査を実施している。

このような取組も通じ、協力体制を構築していく。

飼養豚での発生時における対応

④ 周辺の野生いのしし群へのウイルス拡散防止対策(新規)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

発生農場における飼料等の汚染物品は、焼却又は埋却する。また、これら飼料等については、焼却又は埋却されるまでの間、野生動物(いのしし等)が接触しないよう隔離、保管する。発生農場の周辺(発生場所を中心とした半径10km以内の区域をいう。以下同じ。)に所在する豚飼養農場における飼料等についても、野生いのししが接触できないよう隔離、保管する。

【アフリカ豚コレラ】

我が国においては、アフリカ豚コレラウイルスのベクターとされるオルソニドロス属のダニが豚に寄生している可能性は低いと考えられるが、その生態には不明な点もあることから、発生農場における飼養豚の殺処分終了後、防疫措置として、畜舎内を中心に殺虫剤(フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等)を散布する。

⑤ 周辺の野生いのしし群の浸潤状況確認(変更なし)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

野生生物担当部局等の協力の下、発生農場の周辺で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものを含む。)について、検査材料を採材し、抗原検査(PCR検査等)又は血清抗体検査を実施(アフリカ豚コレラの場合は動物衛生研究部門に材料送付)する。

⑥ 野生いのしし群からのウイルス拡散防止対策(新規)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

発生農場の周辺で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものも含む。)について、飼養等への感染拡大要因とならないよう、その死体や狩猟・解体後の残さ等を適切に処理するよう、関係者に協力を要請する。

野生いのししでの発生時における対応

⑦ 発生確認場所の消毒等(変更なし)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

発生確認場所(当該野生いのししの確保場所)について消毒するとともに、必要に応じて、通行制限又は遮断を行う。

⑧ 周辺の野生いのしし群の浸潤状況確認(変更なし)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

野生生物担当部局等の協力の下、発生確認場所の周辺で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものを含む。)について、検査材料を採材し、抗原検査(PCR検査等)又は血清抗体検査を実施(アフリカ豚コレラの場合は動物衛生研究部門に材料送付)する。

⑨ 野生いのしし群からのウイルス拡散防止対策(新規)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

発生確認場所の周辺で確認された死亡野生いのしし(狩猟によるものも含む。)について、飼養豚への感染拡大要因とならないよう、その死体や狩猟・解体後の残さ等を適切に処理するよう、関係者に協力を要請する。
また、周辺に所在する豚飼養農場における飼料等について、野生いのししが接触できないよう隔離、保管する。

⑩ 飼養豚での発生を早期に摘発するための対策(新規)

【豚コレラ及びアフリカ豚コレラ】

- 発生が確認された後速やかに、発生確認場所の周辺の全ての豚飼養農場に対する立入検査を行い、死亡豚やひね豚の増加、神経症状、異常産等の症状がないか確認する。また、必要に応じて病性鑑定(抗原検査、抗体検査)を実施する。
加えて、発生確認場所の周辺の全ての豚飼養農場に対し、一定期間、飼養豚の死亡状況等の報告を定期的に求める(家畜伝染病予防法に基づく報告徴求)。